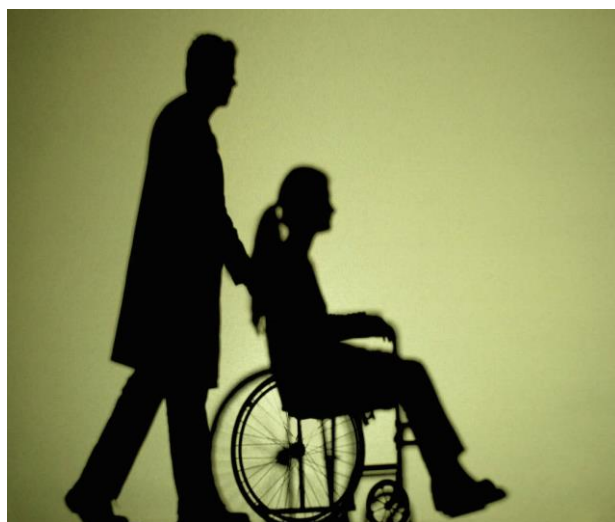


堺市移動支援事業 Q&A

事業者向け

令和7年2月版



堺市移動支援事業 Q&A (事業者向け)

令和7年2月版

- Q1 移動支援のサービス内容はどのようなものか？
- A1 ・外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助。
・外出中やその前後におけるコミュニケーション支援(代筆、代読等)。
・外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理。
- Q2 1回の利用時間の制限があるのか？
- A2 原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。
- Q3 宿泊を伴う旅行等に利用できるか？
- A3 宿泊を伴う旅行等に利用できる。ただし、あらかじめ旅行計画を立て、区の窓口にご相談すること(緊急の場合は事後に届け出ること)。ただし、長時間の支援になる場合、ヘルパーの労働環境に十分配慮すること。
- Q4 宿泊旅行時の夜間の介護の請求もできるか？
- A4 夜寝ているだけの時間は算定できないが、実際にサービスを提供した分については請求できる。夜間の介護内容等については、事前に取り決めておくこと。
- Q5 朝から夜までの長時間の利用ができるか。
- A5 1回の利用時間に上限はないが、支援が長時間になる場合は、ヘルパーの労働環境に配慮すること。
- Q6 支給決定量の上限を超える利用は可能か？
- A6 支給決定量を超える場合は、利用者は別途事業者との契約により利用することができるが、超えた部分については制度外のため市からの給付は行わない。
- Q7 介護給付(行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援)利用の場合も使えるか？
- A7 介護給付を優先する。
- Q8 里親等に措置委託されている児童等も移動支援を使えるか？
- A8 里親、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童については利用可能。負担額は里親等を保護者として決定する。児童養護施設に入所中の児童については利用不可とする。
- Q9 同行援護と移動支援の利用が選べるのか？
- A9 視覚障害の場合は、同行援護の利用が優先となる。グループ支援利用の場合のみ併用できる。

- Q10 訪問したものの外出しなかった場合、算定できるか？
- A10 外出の準備や外出を促す支援をするために、サービス提供をしている時間についての請求(初動加算も含む)はできる。ただし、外出までに相当な時間がかかる、また何時間も待ったが外出しないという状態が続くような場合は、区に相談して、移動支援計画を見直すこと。
- Q11 訪問後、天候等による外出待ちの算定はできるか？
- A11 外出介助をした場合は外出待ちの時間も含めて算定できる。Q10 のとおり外出しなかった場合も外出に係る準備をするために、サービス提供をしている時間についての請求はできるが、予定を変更して居宅で過ごす等は移動支援の算定対象にはならない。契約時にそのような場合の対応について協議しておくことが望ましい。
- Q12 キャンセル料を利用者に請求することができるか？
- A12 キャンセルの場合、市への請求は不可であるが、契約時に利用者との間での取り決めをしたうえで、利用者に一定のキャンセル料を請求することは可能。
- Q13 介護保険を利用しているも使えるか？
- A13 介護保険で対応できるサービスは介護保険を優先することとなるため、社会参加のための外出にのみ、利用できる。通院・公共機関への手続き、普段の必要な買い物などについては、介護保険に含まれるため移動支援の利用不可。
- Q14 介護保険対象者への通院介助ができるか？また、介護保険で不足の場合、通院介助に移動支援を利用できるか？
- A14 不可。介護保険で不足する場合は、介護給付（通院等介助 等）で検討。
- Q15 通院・リハビリ・〇〇療法に利用できるか？
- A15 通院等介助等が優先であるが、不定期の通院や緊急時の通院等については利用できる。
- Q16 精神科のデイケアの送迎に利用できるか？
- A16 病院の送迎がない場合、通院に準じるものとして利用できる。ただし、介護給付（通院等介助 等）優先。
- Q17 通院の場合、病院内の介助ができるか？
- A17 院内の移動等の介助は基本的に病院スタッフにより対応されるべきものであるが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で利用者の障害の状況により必要となる介助であれば、移動支援の対象となる。単なる待ち時間であれば算定不可。

Q18	家族が病院に送り、ガイドヘルパーが診察終了後に迎えに行き、そのまま買い物等の付き添いをするのはできるか？	A18	可能。
Q19	介護保険や居宅介護の通院介助の片道利用と併せて移動支援を利用できるか？	A19	可能。 介護保険や居宅介護の通院介助による受診後、医療機関から帰宅することなく社会参加のために移動支援を利用する等が考えられる。
Q20	利用できる外出の具体的な内容はどのようなものか？	A20	①社会生活上必要不可欠な外出・・・金融機関への外出、公的行事への参加、冠婚葬祭、理美容等 ②社会参加又は余暇活動的な外出・・・各種行事の参加、レクリエーション等
Q21	冠婚葬祭に利用できるか？	A21	利用できる。 介助が不要な場合、会場内の算定はできない。
Q22	競馬・競輪・競艇・パチンコ等の付き添いはできるか？	A22	娯楽としての範囲内であれば利用可。
Q23	居酒屋・スナック等、飲酒の場への付き添いはできるか？	A23	付き添いはできるが、ガイドヘルパーと一緒に飲酒することは不可。
Q24	一人の利用者に対して、二人のヘルパーが同時に付き添うことができるか？	A24	利用者の身体的理由や行動障害により、一人での支援が困難であると市が認めた利用者については、支給時間の範囲内での二人対応が可能。ただし、二人対応が可能である旨を受給者証に記載する必要があるため、事前に区窓口にご相談のこと。行動障害の場合は行動援護の利用、全身性障害の場合には重度訪問介護の利用も考えられるため、併せて区窓口にご相談のこと。
Q25	通学・通所・通勤の送迎に利用できるか？	A25	利用できない。(自宅から通園・通学の送迎用バスの停留所までの移動も同様である。)ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気等により、一時的に送迎ができなくなった場合については、必要に応じて利用可能。事前に区に相談すること。
Q26	放課後等デイサービスやのびのびルームなどと学校・自宅間の送迎に利用できるか？	A26	利用できない。 ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気により、一時的に送迎ができなくなった場合については、必要に応じて利用可能。事前に区に相談すること。

- Q27 通所施設（作業所、地域活動支援センターなど）を起点（終点）として、ガイドヘルパーを利用することはできるか。
- A27 可能。（障害児を除く。）
ただし、社会参加・余暇活動の達成を目的とした利用を可としたものであり、送迎の代替とみなされる利用は認められない。
- Q28 地域活動支援センターへの送迎に利用できるか？
- A28 地域活動支援センターの送迎がない場合は、利用可能。
- Q29 ショートステイの送迎に利用できるか？
- A29 施設の送迎がない場合は利用可能。
- Q30 目的地や最寄り駅などで待ち合わせ、目的地のみで利用することはできるか？
- A30 可能。
- Q31 入退院時及び入院中の医療機関からの外出・外泊時における移動支援の利用は可能か？
- A31 入退院時に移動支援を利用することができる。また、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合、外泊先からの移動の支援等を必要とする場合は、移動支援を利用することができる。
- Q32 プール利用中の介護はできるか？
- A32 プールサイドでの待機（トイレへの付き添いや身体を拭く等を行う）や着替えの介助等は算定の対象となる。なお、プール内での遊泳介助はガイドヘルパーの業務範囲ではない。ただし、ガイドヘルパーが利用者の安全確認のため、プール内（水の中）にいる時間も算定の対象となる。
- Q33 自転車利用ができるか？
- A33 利用できない。
常時介護できる状態での付き添いが前提となるため、併走も不可。
- Q34 ヘルパーが運転する車で目的地まで移動することは可能か？
- A34 本来、公共交通機関を利用することが原則。やむを得ず、車を利用する際は、道路運送法に抵触しないよう留意の上、事故の対応等について事前に利用者と協議し、事業者として利用者を同乗させることに対して責任が取れるようにすること。ヘルパー自ら運転する場合、運転中は常時介護が行える状態にないため、算定不可。
- Q35 事業者・家族・友人・ボランティアの車にガイドヘルパーが同乗して介護することはできるか？
- A35 公共交通機関を利用することが原則。ボランティア・友人・家族による運転は事故の問題もあり、好ましくないが、乗車時に座位の保持等介助の必要がある場合は移動支援の対象となる。やむを得ず行う場合は、事故の対応等について事前に利用者と協議し、事業者としてヘルパーを同乗させることに対して責任が取れるようにすること。

- Q36 利用者本人の運転で、ガイドヘルパーが同乗する場合は算定できるか？
- A36 「常時介護できる状態で付き添う」ことを前提としており、利用者本人が運転する場合は「介助できる状態とはいえない」ため、算定の対象外となる。目的地での移動支援の利用は算定可能とする。なお、本来このような利用は事故の問題もあり、好ましくないが、やむを得ず行う場合は、事故の対応等について事前に利用者と協議し、事業者としてヘルパーを同乗させることに対して責任が取れるようにすること。
- Q37 銭湯・レジャーランド・スパ等余暇活動としての入浴介助はできるか？
- A37 居宅介護での入浴介助に要する時間数を補うためや居宅の浴槽では入浴が難しい等の目的では移動支援の算定対象とはならないが、単に余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も含め算定可能。余暇活動ではない近隣の大衆浴場での入浴介護は、居宅介護での利用が原則であるため、区窓口にご相談のこと。
- Q38 利用者が所属する通所施設（作業所、地域活動支援センターなど）や学校の行事（キャンプ、宿泊等）にガイドヘルパーを利用できるか？
- A38 利用できない。
- Q39 移動支援事業者が主催した多人数での行事（集団旅行・遠足等）の際に、ガイドヘルパーを利用できるか？
- A39 利用できる。ただし、利用できるガイドヘルパーを当該事業者のガイドヘルパーに限定することは不可。また、事業者の利益誘導にあたりと判断される行事については、移動支援費算定の対象とならない。
- Q40 夏休み等のクラブ活動やPTA主催の行事、運動場・プール開放などの付き添いはできるか？
- A40 本人に目的地での介助が必要であり、かつ目的地で支援が受けられない場合は利用できる。
- Q41 利用者宅までのガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか？
- A41 基本的には請求不可。ただし、事業者が定める実施区域外の場合は、請求可能であるため、契約時に取り決めが必要。
- Q42 付き添い中のガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか？
- A42 利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がガイドヘルパー分を負担。
- Q43 業務時間中の飲食費用について、利用者に請求できるか？
- A43 サービス提供時間中については、付き添いであることを伝えてヘルパーは注文しないという対応が望ましいが、状況によるため事前に事業者と利用者間で協議し、決めておくことが望ましい。原則、単に昼食等をとる場合はヘルパー自身の分はヘルパーが負担する。

- Q44 観劇・映画・コンサート等の入場料について、利用者に請求できるか？
- A44 送迎のみが望ましいが、場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者負担となる。
- Q45 居宅介護に引き続いて、同じヘルパーが移動支援を提供できるか？
- A45 可能。ただし、利用者もヘルパーも業務内容があいまいになることが考えられるため、サービスの切り分けをケア計画等で明確にすることが必要。
- Q46 業務の途中でヘルパーの交代ができるか？
(事業者間・事業者内ヘルパー)
- A46 同じ事業者のヘルパーによる途中交代については、長時間の業務となることもあるため、可能（この場合の市への報告は不要）。ただし、同じヘルパーが、複数の事業者に登録している場合に、片方の事業者との契約時間数が不足するという理由から、事業者間の途中交代をすることは、事故等の場合の責任が不明確となるため、不可。
- Q47 1日に複数回の訪問の場合、その間隔が2時間未満の場合に居宅介護同様1回の連続したサービスとして請求することが必要か？
- A47 移動支援においては、一律の報酬単価のため、不要。
- Q48 突発的利用ができるか？
- A48 事業者が受けられる場合は可。ただし、支給量を超える場合は市への請求はできない。
- Q49 待機時間の請求はできるか？
- A49 いつでも介護ができる状態で待つ場合は請求できる。送迎のみの利用で、目的地で迎えまでの待ち時間が発生する場合は不可。
- Q50 サービスの調整は、担当ヘルパーが行うのか？
- A50 調整は必ず事業者を通して行う
- Q51 診察や学校懇談会等、プライバシーに関わる場面への立ち会いができるか？
- A51 利用者が希望した場合であっても、プライバシーに関わることについては安易に立ち入らないこと。
- Q52 移動支援計画が必要か？
- A52 契約時に移動支援計画を立て、ニーズ等の変化に合わせて定期的に見直す。
- Q53 トイレなど利用者から離れる場合の注意点は？
- A53 事故等を防ぐため、必ず近くの人、できれば駅員・警察官・公共機関等の係員、建物内であれば管理人・主催者・警備員等信頼できる人に事情を告げて見守りを頼む。
- Q54 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持しない発達障害児の場合、利用できるか？
- A54 不可。障害児については、手帳所持が要件となっている。

Q55 ガイドヘルパーとして従事するための要件は？

A55 障害別ガイドヘルパー資格（研修資格）を有している人。堺市では、加えてホームヘルパー資格（研修資格）も認めている。

【堺市HP】

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉事業者向け情報>地域生活支援事業の事業者登録等>堺市における移動支援事業について

Q56 他府県の事業所を利用できるか？

A56 堺市に事業者登録をしたうえで、契約をすること。

<初動加算>

Q57 初動加算について、同一利用者に対して1日1回のみとあるが、1日複数回であったとしても、事業所が異なる場合はそれぞれの事業所ごとに算定できるか？

A57 事業所が異なる場合は、それぞれの事業所ごとに算定可能。

Q58 初動加算について、1人の利用者に対して2人のヘルパーで対応する、いわゆる「2人対応」の場合はどうなるか？

A58 初動加算は、同一利用者に対して1日1回のみ算定となるので、ヘルパー2人で対応する場合についても、初動加算の算定回数は1回となる。

Q59 初動加算について、午前中に「グループ支援型」による移動支援を行い、同じ日の午後に、同一利用者に対して「個別支援型」による移動支援を行った場合はどうなるか？

A59 初動加算は、同一利用者に対して1日1回のみ算定となるので、「個別支援型」における初動加算を適用する。

<グループ支援>

Q60 グループ支援について、安全性に問題はないか？

A60 グループ支援の安全性を確保するために、利用者全員に個別支援でのサービスの提供を行っているヘルパーにより実施することとしている。

Q61 グループ支援で、順番に、迎えに行く場合は、全員集合するまでの間は、個別支援の請求をしてよいのか？

A61 個別支援の請求はできない。実際の提供時間ではなく「計画時間」及び「計画人数」に基づく算定となる。開始や終了時間については、事業所と利用者で調整をする。

Q62 「グループ支援型」利用の前後に「個別支援型」の利用ができるか？

A62 利用できるが、グループ支援と個別支援の切り分けを明確にする必要がある。

<施設入所者>

Q63 施設入所者の利用は可能か？

A63 18歳以上の障害者施設の入所者の利用は可能。障害者施設の種別は問わない。(身体・知的・精神・重心) ただし、月25時間まで。

Q64 実家に帰る時に利用できるか？

A64 一時帰宅時の施設⇔居宅間の送迎、又は、一時帰宅中における居宅からの外出に利用可能。(15時間までは無料。)

Q65 施設からの外出に利用できるか？
(実家に帰る場合を除く)

A65 利用可能な外出については以下のとおり。
①社会参加、余暇活動等を目的とした外出。
(市民税課税の場合、全て1割負担)
②地域移行を目的とした外出。1年間に限って利用可能(15時間まで無料。)
※別途、区役所に「移動支援地域移行計画書」の提出が必要。

Q66 施設入所中の通院に利用できるか？

A66 利用できない。

Q67 介護保険の入所者は利用できるか？

A67 施設の種別により、利用可能。
(可)
・養護老人ホーム ・有料老人ホーム
・ケアハウス
(不可)
・特別養護老人ホーム ・老人保健施設
・認知症グループホーム
・介護型有料老人ホーム
・小規模多機能型居宅介護
・看護小規模多機能型居宅介護
・特定施設入居者生活介護

Q68 介護保険で移動支援が利用できる施設に入所の場合、市外であっても利用できるか？

A68 介護保険の保険者が堺市であれば、利用できる。

<請求>

- Q69 受領後に請求誤りがあった場合、どうすればよいか？
- A69 過誤調整をする。
誤りの請求書一式及び正しい請求書一式、差額金額のみの請求書を提出すること。
- Q70 実績記録票の書き方、考え方は？
- A70 計画に基づいて請求を行う。サービス提供時間と計画に 30 分以上のズレが生じる場合、計画を見直し、修正する。書類の修正は、利用者の押印が必要。
- Q71 月のはじめに計画を立てた後、変更があった場合の修正のしかたは？
- A71 実績記録票の変更箇所に二重線を引き、修正する。利用者確認のうえ、利用者の訂正印をもらう。

<契約>

- Q73 事業者間の契約時間の受け渡しは可能か？
- A73 一時的なやり取りの場合は支給量を超えないよう事業者間で確認のうえ可能。
- Q74 複数事業所で、決定支給量を超えた契約をしてもよいか。例えば、決定支給量 40 時間の場合に、それぞれ 30 時間の契約をすることができるか？
- A74 複数事業所との契約の場合、決定支給量を超えないようにする。決定支給量を超えた場合は全額利用者負担となる。
- Q75 契約書と重要事項説明書は必要か？
- A75 移動支援も障害福祉サービスに準じ、このふたつをもって、利用者に説明する必要がある。
- Q76 契約内容報告書を提出する必要があるか？
- A76 不要。(障害福祉サービスの場合は各区に提出する必要がある。)

参 考

(居宅介護における「通院等介助」類型について)

- Q77 院内同伴の場合、医者の意見書が必要か？ A77 不要。
- Q78 通院等介助の行き帰りで、食堂やレストランでの食事は出来るか？ A78 不可。
- Q79 通院等介助のサービスで自宅に帰らず、複数の病院を廻る事が出来るか？ A79 可。
- Q80 通院等介助のサービスで利用者宅に帰り、その後で移動支援のサービスを利用する場合は、利用者宅での待機時間は請求できるか？ A80 続けてのサービス利用は可能。単にサービスの合間であれば請求不可。
- Q81 通院等介助の片道利用は可能か？ A81 起点または終点のどちらかが居宅であれば片道での利用は可。
令和6年4月1日以降、目的地が複数あって居宅が始点または終点となる場合は、障害福祉サービスにおける通所系サービス事業所等から目的地（病院等）への移動にかかる通院等介助等も、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に算定できることとなった。